

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 桐原拠点水道管修繕(オープンカウンタ方式) |
| 2 工 事 場 所 | 群馬県みどり市大間々町桐原154 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日 から 30日間 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の工種「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けており、かつ、群馬県に本店、支店又は営業所があり、群馬東部水道企業団の給水装置工事業者に指定されていること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和 8 年 6 月 3 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX番号 0277-97-3300 |
| 5) 担 当 者 | 総務課 阿部 |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令和 8 年 6 月 1 日 12:00 まで |
| 7) 見 積 回 数 | 1回を限度とする。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 6 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払</u> となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

桐原拠点水道管修繕仕様書

I. 総 則

1. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所が実施する「桐原拠点水道管修繕」（以下「本工事」という。）に適用する。本仕様書に記載されていない事項は、すべて独立行政法人水資源機構が別に定める「建築工事共通仕様書（令和6年4月）」による。

2. 概 要

- (1) 工 事 名 桐原拠点水道管修繕
- (2) 工事場所 群馬県みどり市大間々町桐原154
- (3) 工事概要 給水止水弁の交換
- (4) 工事期間 雨天、休日等を含み、契約締結の翌日から30日間とする。なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3. 安全管理

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。

4. 関係図書

- (1) 提出図書の部数は、次によるものとする。
 - ・ 工事写真 1部
- (2) その他担当職員が指示したもの 必要部数

5. 不具合発見時等の対応

本作業中に配管等損傷の不具合を確認し、これを解消するための修理等が必要な場合は、担当職員と協議のうえ、設計変更を行う場合がある。
なお、それらに要する費用は設計変更の対象とする。

6. 疑義に対する協議等

受注者は、本仕様書に疑義が生じたり、現場の収まり又は、取合い等の関係で不都合が生じたときは、担当職員と協議の上、決定するものとする

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上

必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

II. 工 事

1. 共通事項

(1) 監督員事務所は不要とする。

(2) 既存の建物・設備に損傷を与えないように十分に留意し、必要に応じて養生を行う。

2. 工事内容

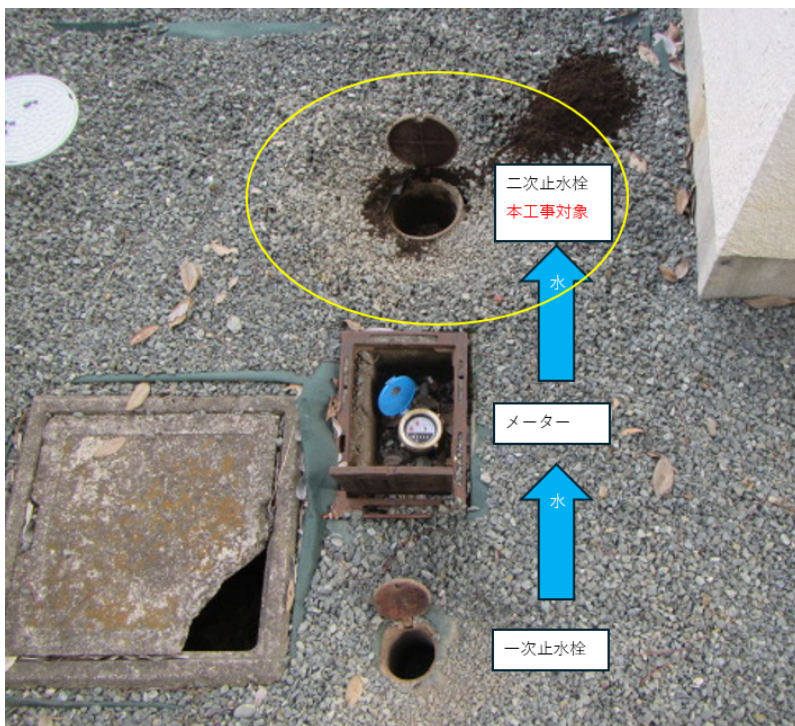
(1) 止水弁交換

- ・スリースバルブ 15A 10K 1個
- ・柵は既設品を使用する。

3. 発生材処理

本工事で発生する発生材は、受注者の責において関係法令に基づき適正に処理するものとする。

(参考)



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年5月28日に交付された「桐原拠点水道管修繕」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。